

盛岡市新火葬場の使用料等の改正について

平成 23 年 11 月 24 日
市 民 部

1 火葬場使用料の改定について

新火葬場の整備については、本市初となる本格的な民活事業方式の採用によって、全体事業費の約12パーセント（約5億6千万円）の圧縮を図るなど、事業費の抑制に努めてきたところである。しかし、増加が見込まれる今後の火葬需要に対応するために、火葬炉数の増や環境対策など必要な整備を行った結果、年間管理運営費では現施設の約3倍の186,466千円となる見込みであり、年間129,570千円の経費が増加するものと想定している。

現在のように税収増が見込めない厳しい経済状況下において、増加する火葬場経費を全て一般会計で補填しようとする場合、限られた財源の中では、結果として他の行政サービスを抑制することに繋がる。このため、全国の8割以上の火葬場において区域内住民の使用料を有料としている実態を踏まえて、市民使用料の有料化も含めた改正を行おうとするものである。

なお、改定後の使用料については、新火葬場の駐車場棟及び国道4号との取付道路（市道三ツ割72号線）が完成し、全面供用開始する時点（平成24年10月を予定）から適用しようとするものである。

2 改定の内容

現行の使用料

区分	使用料	
	13歳以上のもの	1体につき20,000円
死体（死亡者及び使用者がいずれも市の住民でない場合に限る。）	13歳未満のもの	1体につき15,000円
	死産のもの	1体につき10,000円
	死体の一部、胎盤その他これらに類するもの	3キログラムまでごとに3,000円

改定後の使用料

区分	使用料	
	市民	市民以外の者
13歳以上の死体（1体につき）	10,000円	50,000円
13歳未満の死体（1体につき）	7,000円	35,000円
妊娠4箇月以上の死胎（1胎につき）	4,000円	20,000円
埋葬された死体（1火葬炉分につき）	4,000円	20,000円
人体の一部、胎盤その他これらに類するもの（3キログラムまでごとに）	3,000円	

※ 「市民」とは、死体（埋葬された死体を除く。）又は死胎の火葬にあつては死亡時に死亡者又は胎児の父若しくは母が、埋葬された死体の火葬にあつては使用の許可の時に使用者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録され

ている場合をいい、「市民以外の者」とはそれ以外の場合をいう。

3 使用料改定等の考え方について

(1) 「13歳以上」の使用料については、次の事項を考慮して決定した。

ア 指定管理者との20年2月間の運営・維持管理業務委託の契約額と、この間の想定火葬件数により算出された火葬1件当たり管理運営費が約50,000円であること。

イ 今回調査した施設の中で、管内住民を10,000円、管外住民を50,000円とする事例が最も多いこと。

ウ 市民が利用する可能性のある平成21年4月に供用開始した紫波町の使用料が、町民を10,000円、町民以外を50,000円としていること。

エ 市民が利用する可能性のある雫石町の使用料が、町民以外を20,000円としていたため、市営火葬場の「市民」の使用料がこれを超えることは好ましくないと考えたこと。

オ 岩手県内の中で、管外住民の使用料の最高額は50,000円であったこと。

(2) 「13歳未満」及び「妊娠4箇月以上」については、区分（13歳以上、13歳未満、妊娠4箇月以上）ごとの他都市使用料の平均額を基に、区分ごとの割合を求め、100：70：40の比率により計算した。

また、墓地の移転などの改葬の際に行われる「埋葬された死体」の火葬については、経費や業務量を「妊娠4箇月以上」と同程度と想定した。

(3) 料金適用の区分に、市民及び市民以外の者の表記を加えたほか、「市民」の基準を、「故人が市民であったか、そうでなかったか。」によって、「市民」、「市民以外」を区分するなど、理解しやすいものに改めることとした。

また、故人を基準にした運用が困難な「妊娠4箇月以上」については、父又は母を、複数の遺体を一緒に火葬する場合のある「埋葬された死体」については、使用者を対象とする規程とした。

(4) 使用料の減免については、火葬場条例第4条の2に「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。」旨を規定しているが、市民の使用料を有料とすることに伴い、使用料減免の申請が想定されることから、次のような場合に減免できるよう火葬場条例施行規則を整備し、対応していきたいと考えている。

ア 施設使用者が盛岡市民で、生活保護法による被保護者又はこれに相当する生活困窮者であると認められる場合

イ 災害その他特に必要があると市長が認めた場合

なお、減免対象となる盛岡市民については、全額免除としたいと考えている。

◎ 参考資料

使用料の金額などの他都市の状況は、原則として、平成23年5月調査時点のものである。

【表1】 現火葬場と新火葬場のコスト比較

次の表は、現火葬場と新火葬場の建設費及び管理運営費を、年間当りと火葬1件当りに分けて比較したものである。

区分	現火葬場		新火葬場	
	年間	1件	年間	1件
建設費	16,307 千円	8,089 円	50,911 千円	13,700 円
管理運営費	56,896 千円	24,916 円	186,466 千円	50,179 円
計	73,203 千円	33,005 円	237,377 千円	63,879 円

※1 現火葬場の建設コストは、現火葬場の当初建設費及び当該建設費に係る起債利息額と、供用期間（昭和57年4月から平成24年1月までの29年10月間）の想定火葬件数を基に計算した。

※2 現火葬場の運営コストは、過去10年間（平成12年度から21年度まで）の火葬場管理運営事業費決算額と、この間の火葬件数を基に計算した。

※3 新火葬場の建設コストは、平成17年度から24年度までの火葬場整備事業費の決算額、決算見込額及びこれら事業費に係る起債利息見込額と、施設を60年間使用するものとした上で、指定管理者が管理する20年2月間の想定火葬件数を基に計算した。ただし、火葬場整備事業費に含まれる関連道路（市道三ツ割72号線）整備事業費は、建設コストから除外した。

※4 新火葬場の運営コストは、指定管理者との20年2月間の運営・維持管理業務委託（大規模修繕業務を含む。）の契約額と、この間の想定火葬件数を基に計算した。

a 運営・維持管理業務委託の契約金額 3,760,389,865 円

b 年間平均想定火葬件数（胎盤等の焼却を除く。） 3,716 件

【算式】

○ 1年当りの運営コスト = a / (20年 + 2/12月) ≒ 186,465,613 円

○ 火葬1件当りの運営コスト = 186,465,613 円 / b ≒ 50,179円/件

【表2】 現施設と新施設の年間管理運営費の内訳

項目	現施設		新施設		増加率
	管理運営費	構成比	管理運営費	構成比	
人件費	31,008 千円	54.5 %	57,442 千円	30.8 %	185.2 %
委託料	4,756 千円	8.4 %	32,664 千円	17.5 %	686.8 %
燃料費・光熱水費	11,189 千円	19.7 %	38,049 千円	20.4 %	340.1 %
修繕費・工事費	8,946 千円	15.7 %	54,306 千円	29.1 %	607.0 %
備品購入費	122 千円	0.2 %	357 千円	0.2 %	292.6 %
その他	875 千円	1.5 %	3,648 千円	2.0 %	416.9 %
計	56,896 千円	100.0 %	186,466 千円	100.0 %	327.7 %

※1 現火葬場の年間管理運営費は、過去10年間（平成12年度から21年度まで）の火葬場管理運営事業費決算額を基に計算した。

※2 新火葬場の年間管理運営費は、指定管理者との20年2月間の運営・維持管理業務委託（大規模修繕業務を含む。）の契約額を基に、業務を受託する事業者の提案内容に沿って計算した。

【表3-1】 市民（管内）を有料としている割合

区分	調査 施設数	大人	
		施設数	割合
県内	31	27	87.1%
東北	12	2	16.7%
中核市	81	69	85.2%
新築等	29	27	93.1%
計	153	125	81.7%

※1 「東北」は、東北の県庁所在地及び中核市などの主要都市、「新築等」は、平成17年以降に新築又は改修を行った、人体炉を5炉から14炉保有する施設。

【表3-2】 東北主要都市の大人の使用料

No.	施設名称	金額	
		市民	市民以外
1	青森市斎場	0 円	15,000 円
2	青森市浪岡斎園	0 円	15,000 円
3	八戸市斎場	0 円	33,000 円
4	盛岡市火葬場	0 円	20,000 円
5	秋田市斎場	0 円	18,000 円 (61,000 円)
6	秋田市雄和火葬場	0 円	18,000 円
7	仙台市葛岡斎場	9,000 円	27,000 円
8	山形市斎場	0 円	38,000 円
9	福島市斎場	0 円	20,000 円
10	郡山市東山悠苑	0 円	75,000 円
11	いわき市いわき清苑	10,000 円	50,000 円
12	いわき市勿来火葬場	0 円	30,000 円

※1 秋田市斎場（ ）内の金額は、平成23年11月1日施行の使用料。

【表4】 使用料（管内・大人）の無料、無料以外の施設数と割合（NPO法人 日本環境斎苑協会）

区分	21年度		20年度		19年度		7年度		5年度	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
無 料	209	13.5%	227	14.5%	232	14.9%	286	17.8%	385	19.6%
無料以外	1,339	86.5%	1,336	85.5%	1,328	85.1%	1,321	82.2%	1,580	80.4%
計	1,548	100.0%	1,563	100.0%	1,560	100.0%	1,607	100.0%	1,965	100.0%

【表5】 使用料改定の経過

改定時期	市内			市外			備考
	13歳以上	13歳未満	死産児	13歳以上	13歳未満	死産児	
昭和33年10月	1,100円	800円	400円	1,500円	1,100円	500円	現行条例制定
昭和39年4月	1,100円	800円	400円	1,500円	1,100円	500円	
昭和46年4月	無料	無料	無料	1,500円	1,100円	500円	
昭和57年4月	無料	無料	無料	10,000円	7,000円	5,000円	現火葬場供用開始
平成10年4月	無料	無料	無料	20,000円	15,000円	10,000円	

※1 大人と小人の区分については、昭和57年4月以前は10歳を基準としていたが、それ以後は13歳を基準としている。

【表6】 大人使用料の設定状況（金額別、施設数順位）

ア 全調査施設の状況

市民（管内）				市民以外（管外）			
順位	使用料	施設数	割合	順位	使用料	施設数	割合
1	0円	28	18.3%	1	<u>50,000円</u>	<u>15</u>	<u>9.8%</u>
2	<u>10,000円</u>	<u>27</u>	<u>17.6%</u>	2	20,000円	14	9.2%
3	5,000円	14	9.2%	3	30,000円	12	7.8%
3	20,000円	14	9.2%	3	35,000円	12	7.8%
5	8,000円	12	7.8%	5	60,000円	10	6.5%
	その他	58	37.9%		その他	90	58.9%
	計	153	100.0%		計	153	100.0%

※1 「全調査施設」とは、今回調査対象とした岩手県内市町村、東北主要都市、中核市及び近年新築又は改修を行った都市の公営火葬場153施設である。

イ 新築等施設の状況

市民（管内）				市民以外（管外）			
順位	使用料	施設数	割合	順位	使用料	施設数	割合
1	<u>10,000円</u>	<u>7</u>	<u>24.1%</u>	1	<u>60,000円</u>	<u>5</u>	<u>17.2%</u>
2	20,000円	6	20.7%	2	45,000円	4	13.8%
3	15,000円	4	13.8%	3	50,000円	3	10.3%
4	5,000円	3	10.3%	3	70,000円	3	10.3%
5	0円	2	6.9%	3	100,000円	3	10.3%
	その他	7	24.2%		その他	11	38.1%
	計	29	100.0%		計	29	100.0%

※1 「新築等施設」とは、平成17年以降に新築又は改修を行った人体炉を5炉から14炉保有する施設である。

【表7】 使用料区分ごとの平均額及び全体平均額を100とした場合の区分ごとの割合

区分	市民(管内)						市民以外(管外)					
	大人		小人		死産児		大人		小人		死産児	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
県内	8,261円	87.8%	6,146円	100.6%	3,795円	113.9%	23,467円	58.9%	17,875円	69.0%	11,601円	80.8%
東北	9,500円	101.0%	5,250円	85.9%	3,750円	112.6%	29,971円	75.1%	19,771円	76.3%	13,938円	97.1%
中核市	8,699円	92.4%	5,461円	89.3%	2,679円	80.4%	41,195円	103.4%	26,267円	101.4%	13,030円	90.8%
新築等	12,370円	131.5%	7,804円	127.7%	4,519円	135.7%	57,655円	144.7%	36,069円	139.2%	21,138円	147.3%
計	9,410円	100.0%	6,112円	100.0%	3,331円	100.0%	39,838円	100.0%	25,915円	100.0%	14,349円	100.0%

※1 「金額」は、使用料を無料とする施設を除いた平均額である。

※2 「東北」は、東北の県庁所在地及び中核市などの主要都市、「新築等」は、平成17年以降に新築又は改修を行った、人体炉を5炉から14炉保有する施設。

【表8】 近隣火葬場の使用料

区分	町民等(管内)			町民等以外(管外)		
	大人	小人	死産児	大人	小人	死産児
矢巾町 (S61.5)	4,000円	3,000円	3,000円	35,000円	25,000円	25,000円
紫波町 (H21.3)	10,000円	7,000円	7,000円	50,000円	35,000円	35,000円
雫石町 (S57.6)	6,000円	4,500円	3,000円	20,000円 (30,000円)	15,000円 (20,000円)	10,000円 (15,000円)
岩手・玉山環境組合 (S57.5)	無料	無料	無料	30,000円	20,000円	10,000円

※1 ()内は、建築年

※2 雫石町()の金額は、平成23年10月1日施行の使用料。

【表9】 使用料区分ごとの平均額及び大人を100とした場合の各区分の割合

区分	市民(管内)						市民以外(管外)					
	大人		小人		死産児		大人		小人		死産児	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
県内	8,261円	100.0%	6,146円	74.4%	3,795円	45.9%	23,467円	100.0%	17,875円	76.2%	11,601円	49.4%
東北	9,500円	100.0%	5,250円	55.3%	3,750円	39.5%	29,971円	100.0%	19,771円	66.1%	13,938円	46.6%
中核市	8,699円	100.0%	5,461円	62.8%	2,679円	30.8%	41,195円	100.0%	26,267円	63.8%	13,030円	31.6%
新築等	12,370円	100.0%	7,804円	63.1%	4,519円	36.5%	57,655円	100.0%	36,069円	62.6%	21,138円	36.7%
計	9,410円	100.0%	6,112円	65.0%	3,331円	35.4%	39,838円	100.0%	25,915円	65.1%	14,349円	36.0%

※1 「金額」は、使用料を無料とする施設を除いた平均額である。

※2 「新築等」は、平成17年以降に新築又は改修を行った、人体炉を5炉から14炉保有する施設である。

【表10】 使用料改定額と収入見込額の試算及び管理運営費に対する割合

区分	市民			市民以外			年間収入 見込額	対運営費
	13歳以上	13歳未満	死産児	13歳以上	13歳未満	死産児		
現行	無料	無料	無料	20,000 円	15,000 円	10,000 円	12,030 千円	6.5 %
試算1	無料	無料	無料	50,000 円	35,000 円	20,000 円	25,310 千円	13.6 %
試算2	10,000 円	7,000 円	4,000 円	50,000 円	35,000 円	20,000 円	57,174 千円	30.7 %
試算3	10,000 円	7,000 円	4,000 円	60,000 円	42,000 円	24,000 円	61,636 千円	33.1 %
試算4	10,000 円	7,000 円	4,000 円	64,000 円	44,000 円	25,000 円	63,388 千円	34.0 %
試算5	20,000 円	14,000 円	8,000 円	64,000 円	44,000 円	25,000 円	95,252 千円	51.1 %

※ 1 13歳以上、13歳未満及び死産児の額は、10：7：4割合で計算した。

※ 2 死体の一部、胎盤等の使用料は、現行どおりの額として試算した。

※ 3 火葬件数は、指定管理者が管理する20年2月間の想定火葬件数を基に計算した。

【表11】 火葬場使用料収入（見込額）の今後の推移

年度	火葬件数 (見込)	使用料収入（見込額）			
		市民	市民以外	胎盤等	年度計
21	2,396 件	0 円	5,405,000 円	2,278,000 円	7,683,000 円
25	3,190 件	27,570,000 円	17,510,000 円	3,000,000 円	48,080,000 円
30	3,614 件	31,197,000 円	20,560,000 円	3,000,000 円	54,757,000 円
35	3,862 件	33,134,000 円	23,260,000 円	3,000,000 円	59,394,000 円
40	4,012 件	34,111,000 円	25,860,000 円	3,000,000 円	62,971,000 円
43	4,080 件	34,491,000 円	27,345,000 円	3,000,000 円	64,836,000 円
24～43	72,912 件	625,131,000 円	442,115,000 円	60,000,000 円	1,127,246,000 円

※ 21年度は決算数値、24年度以降は平成24年10月から使用料を改定した場合の見込数値である。

【表12】 中核市における生活保護法の被保護者への減免措置状況

区分	中核市数	割合
減免規定あり	23市	57.5%
減免規定なし	17市	42.5%
計	40市	100.0%

※ 火葬場条例等に、生活保護法の被保護者への減免を規定している都市数と割合である。

【事業経過及び予定】

- 平成15年 5月 庁内検討機関「火葬場整備検討委員会」を設置
- 16年12月 検討委員会が「現地整備と早期事業化を図るべき」とする報告書を取りまとめ
- 17年 2月 火葬場整備方針案を公表。パブリックコメント実施
- 3月 新市建設計画と市総合計画実施計画（17～26年度）の主要事業に位置付け
- 18年 3月 新設道路の路線案を国道西側ルートに絞る施設構想案を取りまとめ
- 9月 新設道路の路線案（国道4号に接続するルート案）公表
- 11月 火葬場整備基本構想案を公表。パブリックコメント実施
- 12月 「民活導入可能性検討調査業務」委託先選定の公募型プロポーザル実施
- 19年 3月 火葬場整備基本構想を策定
- 5月 民活方式導入により整備を図る基本方針を決定、公表
- 12月 12月市議会定例会「市道三ツ割72号線認定」議決
- 20年 6月 事業実施方針の公表、事業者選定委員会の設置
- 7月 要求水準書案の公表、事業者説明会
- 8月 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の例による特定事業の選定及び客観的評価結果の公表
- 9月 9月市議会定例会「火葬場整備等事業債務負担行為」議決
- 11月 企画提案募集要項を公表、事業者説明会
道路用地の取得・家屋等移転補償契約完了
- 21年 3月 提案書・資格確認申出書の受け付け（資格確認基準日3月31日）
- 4月 資格確認審査、提案書審査（提案価格の確認、必須項目審査、加点項目審査）
- 5月 第5回選定委員会で最優秀提案者を選定、優先交渉権者を決定
- 6月 SPCの設立、事業契約の締結に向けた基本協定を締結
本事業を円滑に実施するための基本契約を締結
- 9月 9月市議会定例会「設計・施工一括型工事請負契約」、 「指定管理者の指定」議決
- 12月 12月市議会定例会「市道三ツ割16号線の路線変更」議決
- 22年 3月 新火葬場運営・維持管理業務委託契約締結
新火葬場建設工事に係る工事監理業務委託契約締結
- 4月 既存施設の一部解体工事及び代替設備設置工事着工
- 6月 火葬場駐車場閉鎖（愛宕町臨時駐車場開設、シャトルバス運行開始）
- 7月 新火葬場火葬棟建設工事着工
- 8月 新火葬場の名称一般公募（9月締め切り）
- 12月 12月市議会定例会「新火葬場名称（盛岡市斎場やすらぎの丘）」議決
- 23年12月 12月市議会定例会「新火葬場使用料」上程予定
- 24年 2月 新火葬場火葬棟供用開始予定
- 10月 新火葬場駐車場棟及び取付道路（市道三ツ割72号線）供用開始予定